

## 建設作業に係る届出の手引き

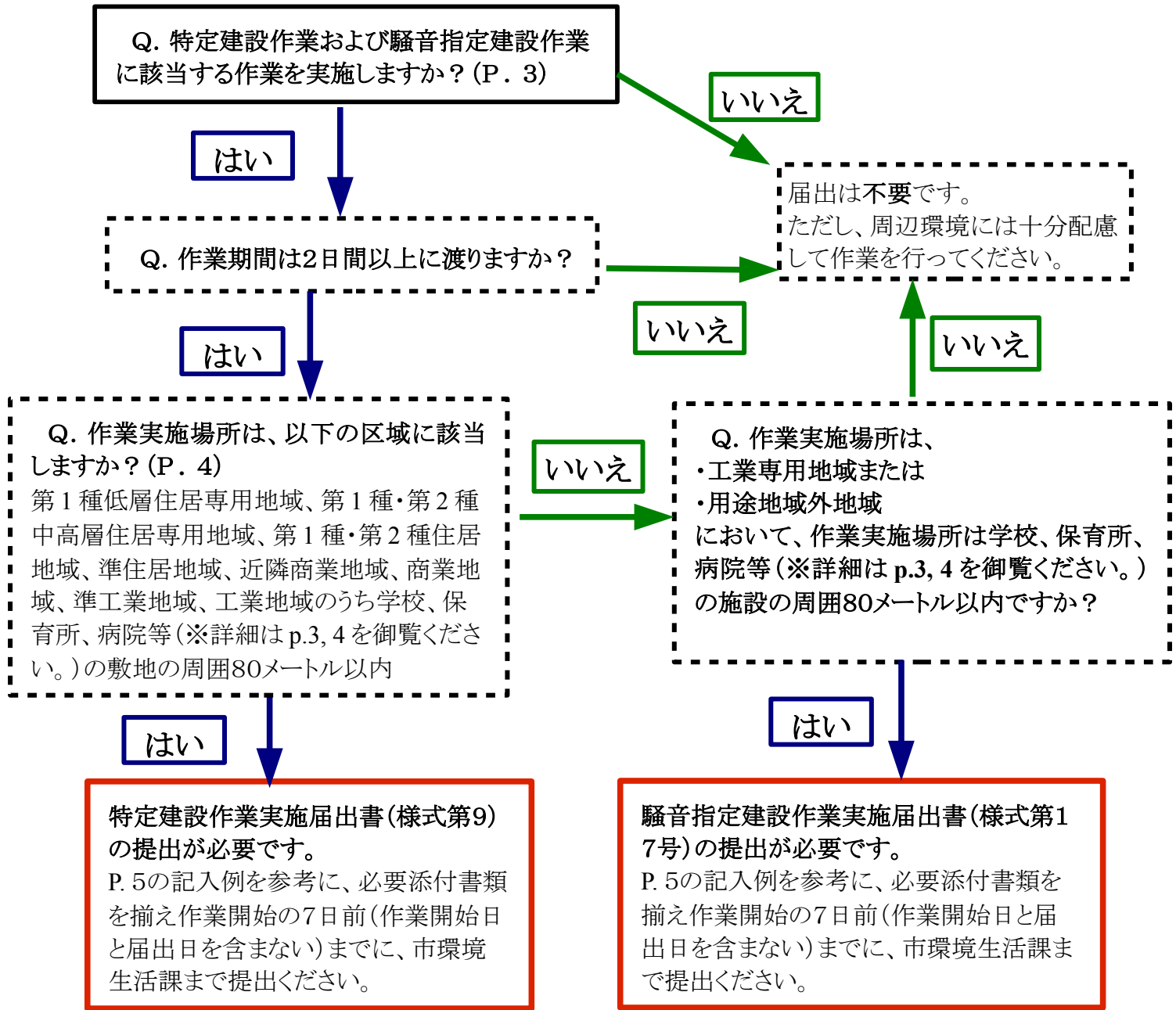
### < 建設作業 編 >

= 目次 =

1. 届出のフローチャートおよび届出チェックリスト ..... p. 2
2. 建設作業で発生する騒音・振動の規制について ..... p. 3
3. 対象建設作業について ..... p. 3-4
4. 対象建設作業の基準について ..... p. 4
5. 届出様式および記入例 ..... p. 6
6. Q & A ..... p. 7

平成31年1月 発行  
会津若松市

# 1. 届出のフローチャートおよび届出チェックリスト



## 【届出のチェックリスト】

	特定建設作業届出書または、騒音指定建設作業届出書
	工事現場付近の周辺図
	特定(騒音指定)建設作業の工程表
	使用機械のカタログ等の写し
	上記の書類を正副2部作成した。(1部返却いたします。)
	届出が期限内である。(作業開始日を含まない7日前まで) ※届出期限に間に合わない場合は、遅延理由書の提出が必要です。

## 2. 建設作業で発生する騒音・振動の規制について

騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例にて、著しい騒音・振動を発生させる解体工事を含む建設作業は、特定建設作業及び騒音指定建設作業として定められています。建設作業に伴い発生する騒音・振動の大きさや作業時間及び作業期間については規制基準が定められており、事前の届出が必要です。作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺的生活環境を著しく損なうと認められる場合は、騒音・振動の防止方法の改善、その他必要な措置をとるよう勧告または命令を行うことがあります。

## 3. 規制対象建設作業について

### 3.1 騒音特定建設作業

【工事開始日を含まない7日前までに市へ届出が必要です。※】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機※を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.5m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

※「工事開始日を含まない7日前まで」について

例えば11月30日が作業開始日であるとすれば、作業開始日を含まない7日前である11月22日（土日祝日の場合、その前の平日）までに届出が必要です。

### 3.2 騒音指定建設作業

【工事開始日を含まない7日前までに市へ届出が必要です。】

県条例に係る騒音指定建設作業は、下記の地域で3.1騒音特定建設作業に該当する作業を行う際に届出が必要となります。

工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域

### 3.3 振動特定建設作業 【工事開始日を含まない7日前までに市へ届出が必要です。】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

### 4. 特定建設作業及び騒音指定建設作業にかかる基準について

基準種別 区域区分		騒音の規制基準	振動の規制基準	作業時間に関する基準	1日あたりの作業時間	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
法	第1号区域	85dB	75dB	7時～19時の時間内であること	一日10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域			6時～22時の時間内であること	一日14時間を超えないこと		
県条例（騒音のみ）			—	7時～19時の時間内であること	一日10時間を超えないこと		

(注1) 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域

第2号区域：工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域

県条例(騒音)：工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域

(注2) 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を4時間までの範囲で短縮することができます。

(注3) この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

### 参考：特定建設作業の種類

特定建設作業		騒音	振動	備考	
くい打機 ・ くい抜機 ・ くい打くい抜機	既成くい	ディーゼルパイルハンマ	○	○	
		ドロップハンマ	○	○	
		もんけん（人力）	—	—	
		油圧ハンマ	○	○	
		エアーハンマ	○	○	
		パイブロハンマ	○	○	
		油圧圧入、ワイヤ圧入	※	—	※くい打機及びくい抜機は届出対象 圧入式くい打くい抜機（サイレントパイラ等）は対象外
		プレボーリング工法 （アースオーガ+直打工法）	—	○	
		プレボーリング工法 （アースオーガ+根固め）	—	—	
	中堀工法 （アースオーガ+直打工法）	—	○		
	現場打くい	オールケーシング工法 （ベノト工法）	—	—	
		アースドリル工法	—	—	
		リバースサーキュレーション工法	—	—	
地中連続壁工法		—	—		
びょう打機	リベッティングハンマ	○	—	びょう打機以外（インパクトレンチ、電動レンチ、油圧レンチ等）は対象外	
さく岩機	さく岩機 （さく孔を主とする）	ハンドハンマ（ジャックハンマ、シンカ）	○	—	1日50m以上移動する作業を除く コンクリートカッター、コンクリート 破碎機は除く
		レッグドリル（レッグハンマ）	○	—	
		ストーパ	○	—	
		ドリフタ	○	—	
	ブレーカー	手持ち式のもの （ハンドブレーカー、ハンマードリル、電動ピック等）	○	—	1日50m以上移動する作業を除く
		その他 （ショベルに取り付けた大型ブレーカー等）	○	○	
空気圧縮機（定格出力15kw以上）		○	—	電動式のもの、または、さく岩機の動力として使用するものは除く	
コンクリートプラント（0.45m <sup>3</sup> 以上）		○	—	モルタル製造用プラントを除く	
アスファルトプラント（200kg以上）		○	—		
鋼球		—	○		
舗装版破碎機		—	○	1日50m以上移動する作業を除く	
バックホウ（定格出力80kw以上）		○	—	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く	
トラクターショベル（定格出力70kw以上）		○	—		
ブルドーザー（定格出力40kw以上）		○	—		

5. 届出様式および記入例  
【騒音】 特定建設作業届出の記入例

※ 振動特定建設作業届出書および県条例の騒音指定建設作業届出書についても同様の書き方となります。

様式第9

特定建設作業実施届出書

〇〇年 〇月〇〇日

会津若松市長 様

届出者は元請業者となります。

氏名又は名称及び住所 会津若松市〇〇〇〇  
届出者 並びに法人にあつては  
その代表者の氏名 代表者 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

代表者印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇〇 工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇〇〇 建築物			
特定建設作業の種類	空気圧縮機、さく岩機 ←			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	空気圧縮機 (名称、型式、仕様 〇〇kW) さく岩機 (名称、型式、仕様 〇〇kW)			
特定建設作業の場所	会津若松市 〇〇町〇〇番〇号			
特定建設作業の実施の期間	自 〇〇年 〇月〇〇日 〇〇日間 至 〇〇年 〇月〇〇日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 〇時	至 〇〇時	平日	〇〇時間
騒音の防止の方法	(例)無駄な空ぶかしを避け、負荷をかけない。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	(住所) 〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇 代表 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	(住所) 〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇 代表 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

さく岩機は「ブレイカー」に該当する場合がありますため「振動特定建設作業届出」が必要となることがあります。

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
5 ※印の欄には、記載しないこと。  
6 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

## 6. Q&A

Q. 届出は郵送でも受付可能か。

A. 届出書類の不備等の確認を行うため、原則は持ち込みとしています。

Q. どの指定地域に区分されるのか、わからない。

A. インターネットをご利用いただける環境であれば、市HPよりご確認いただけます。不明な点などあれば、環境生活課までご連絡ください。

Q. 届出の提出が遅れてしまったので、どうすればいいのか。

A. 遅延理由書を作成し、届出書に添付して提出してください。

Q. 届出をしない場合などは、罰則があるのか。

A. 事業者が届出をせず、または虚偽の届出や報告をした場合などは、罰則が適用されます。

Q. 周辺住民への周知は必要か。

A. 法的義務はありませんが、周知をお願いします。建設作業を行う前に周辺住民へ作業期間や内容などについて周知することで、未然に騒音・振動による苦情の発生を防ぐことが大切です。

Q. 作業が1日で終了する場合、届出は必要か。

A. 届出は不要です。

Q. 手持ち式ハンマードリルを使用して作業を行うが、届出は必要か？

A. 届出が必要です。手持ち式ハンマードリルは、騒音特定建設作業の「さく岩機を使用する作業」に該当します。

Q. 建設作業の届出は、市が騒音・振動の発生を許可・容認するものか。

A. 届出は市が作業の実施を事前に把握するもので、騒音・振動の発生を許可・容認するものではありません。

Q. 工事開始日を含まない7日前の提出とは具体的にどういうことか。

A. 11月30日作業開始日であるとすれば、作業開始日を含まない7日前である11月22日（土日祝日の場合は前の平日）までに届出が必要です。

11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
届出期限	← 7日間 →							作業開始日

＝問い合わせ先＝

○会津若松市役所 環境生活課（栄町第二庁舎2階）

TEL：0242-39-1221

FAX：0242-39-1420

E-mail：kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp